

議事要旨(4) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について、説明資料[審議事項（４）]に基づき説明があった。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の質問及び意見があった。
 - ・ 期中財務報告に関連して、金融商品取引法が定めている四半期報告制度を前提として対応を検討するのか。
 - ・ IFRS が選択を認めており、日本基準と同じ考え方の方法も採りうる項目については、「検討が必要な項目の候補」に含める必要はないのではないか。
これに対して、事務局からは次の発言があった。
 - ・ 作業部会での議論は、現行制度を前提として行っている。
 - ・ 論点の洗い出しの段階では IFRS が選択を認めているものについても「検討が必要な項目の候補」に含めている。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 論点の洗い出しの検討の次の段階では、どのように対応するかを検討することとなろうが、論点の洗い出しの議論の中で、その後の対応について共通認識ができてくるところもあると考える。
 - ・ ガイダンスや教育文書等のあり方については、人によってイメージが異なる。項目によって異なるところもあるだろうが、共通認識を作っていく必要があるのではないか。
これに対して、事務局からは次の発言があった。
 - ・ これまでの任意適用の経験から、ガイダンスや教育文書等がないことによって、実務上の困難さが生じる場合があることを認識している。そのため、現在はニーズを洗い出すための検討を行っている。ただし、ガイダンスや教育文書等の作成は、規範性を持たせるか否か、基準本文の修正になるか否か、といった難しい判断を伴うと考える。
- ある委員より、外貨建その他有価証券（外貨建債券）の為替換算差額の項目は、特定の業界では影響が大きい可能性があり、論点の洗い出しの段階では「検討が必要な項目の候補」に含めることも考慮しうるのではないかという意見があった。これに対して、事務局からは、ご意見も踏まえて検討していきたいという発言があった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 「エンドースメントされた IFRS」は任意適用企業を対象としたものだが、その先の強制適用も念頭に置いて関心を有する関係者も増えており、「エンドースメントされた IFRS」の公開草案に対して、そのような観点からの意見が多く寄せられる可能性もある。

る。案の取りまとめや意見募集に際し、全体のスタンスを明らかにしておく必要があると考える。

- ・ ガイダンスや教育文書等についての期待は人によって異なる。ガイダンスや教育文書等については、認識を共有するためにも、その概要を示して議論を行う必要がある。これに対して、事務局からは次の発言があった。
- ・ 全体のスタンスについては、当委員会及び作業部会において議論していく中で収斂していく部分もあると考えている。
- ・ ガイダンスや教育文書等については、ニーズのある項目を抽出した後、対応を検討していくこととなる。レベル感の共有を図るには、文書で具体的に議論する必要があると考えている。

最後に、西川委員長より、本件については引き続き議論していきたい旨のコメントがあった。

以 上